

死刑廃止国際条約の批准を求める

FORUM90

地球が決めた死刑廃止

VOL.124

頒価 300 円

2012 年 7 月 28 日発行

フォーラム 90 実行委員会

〒 107-0052 東京都港区赤坂 2-14-13
港合同法律事務所気付

TEL : 03-3585-2331

FAX : 03-3585-2330

振替口座：郵便振替 00180-1-80456

加入者名：フォーラム 90

主要目次

袴田事件の現状と展望 小川秀世 2 頁
袴田事件全国スピーキング・ツアー 8 頁
死刑廃止札幌合宿のお知らせ 9 頁

フォーラム・ニュース墨塗り調査ご協力のお礼 10 頁
死刑を止めよう！長野の会設立 お詫び 11 頁
「死刑弁護人」上映スケジュール 12 頁

滝実法相の死刑執行を阻止しよう

6 月 4 日、野田第 2 次改造内閣で滝実（まこと）衆議院議員が法務副大臣から法務大臣に昇格。彼は高齢を理由に今期限りの引退を表明している。就任会見で死刑について「制度が厳然とあり、司法当局が判決として死刑の裁断を下した以上、度外視した判断は出来ない」、個々の判断については「判決の過程を検証し、冤罪の恐れがないか、情状酌量を十分検討したかも判断する」と語った。またホームページでも「わが国の現行刑法では、死刑制度があります。この制度の是非が度々議論されてきましたが、国民感情からすれば、死刑廃止は理解が得られないと言うのが滝代議士の考えです」と書いている。

毎週金曜には万を超える市民が原発再稼働反対を呼び官邸前に集まっている。消費税増税に踏み込み、支持率は落ちる一方の野田内閣はいつまで持つかわからない。しかし、新法相が死刑執行をする可能性は極めて高い。私たちはあらゆる方法で執行を思いとどまらせていきたい。このニュースにハガキを同封するので法相宛に送って欲しい。

なお 6 月 9 日に予定していた小川敏夫法相の地元、練馬集会和デモは小川氏解任のため中止しました。様々な方法で中止の告知をしましたが、当日雨の中、いらっしやった方もおり、不測の事態とはいえご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。

袴田事件と名張事件 冤罪と死刑 集会報告

7 月 7 日、文京区民センター 3A 会議室にて「再審無罪へ 袴田事件と名張事件 冤罪と死刑」集会を行った。司会は石川顕さん、150 名弱参加。

まず 6 月 25 日に亡くなった団藤重光さん（98 歳）の追悼の意味を込めて、フォーラム集会での発言ビデオを上映（同じものは死刑廃止チャンネルで見ることが出来ます）。続いて名張事件を弁護団の河井匡秀さん、フォーラム 90 のメンバーで神田香織さんの弟子、外神田一門の福田織福さんによる講演「袴田事件 百万遍」の初演、続いて小川秀世弁護士により、袴田事件の裁判、冤罪の構造を分かりやすく話していただいた。



その後、袴田さんのお姉さん秀子さんの挨拶、アムネスティから全国 8 箇所で開催されている袴田キャンペーンのこと、先日再審開始が決定し、釈放されネパールに帰国したゴビンダさんを長年支援してきた今井恭平さんからの報告、そして昨年 5 月再審無罪判決を勝ち取った布川事件の杉山卓男さん、最後に免田栄さんからの挨拶を受けて終了した。本誌には小川秀世弁護士の講演に手を入れていただき掲載した。河井匡秀

弁護士の講演は次号に掲載します。集会の様子は死刑廃止チャンネルで見ることが出来ます。
(写真は袴田事件 百万遍を演じる福田織福さん)

◎今後の予定

死刑廃止全国合宿・札幌
9 月 15 日（土）2 時から 16 日（日）まで
会場・北海道東本願寺会館
詳細は 9 頁参照
大道寺幸子基金絵画展・広島アビエルト
9 月 29 日～10 月 8 日

響かせ合おう死刑廃止の声 2012

10 月 6 日（土）午後
会場・四谷区民ホール
終了後デモ
大道寺幸子基金死刑囚作品展講評シンポジウム
ほか詳細次号発表
主催・フォーラム 90

死刑廃止チャンネルは <http://www.forum90.net/>

袴田事件の現状と展望

(弁護士) 小川秀世

1、袴田事件の特殊性

こんにちわ。袴田事件弁護団の小川です。

この事件の特殊な点は二つあると思っています。

一つは、一番中心的な重要な証拠とされている5点の衣類です。5点の衣類は犯行着衣であり袴田巖さんのものであるという、それがもう決定的な証拠として彼は死刑判決を受けたわけですが、その5点の衣類について、これは自白と矛盾するんですね。自白はパジャマで全部の犯行を行ったというふうになっているんですけども、5点の衣類は自白には全く登場しない、そういう意味では、自白と裁判所が認定した事実とは矛盾するんです。普通は自白と、裁判所が客観的な事実と言った事実と矛盾すれば、それは信用性のない自白が排除されて無罪というのが一般的な裁判のあり方だと思うんですけども、この袴田事件では5点の衣類も採用され、それと矛盾する自白も採用されてという、わけのわからない構造になっているというのがこの事件の重要な部分だと思います。

もう一つは、袴田さんが拘禁症が酷くて、もう2年ぐらい面会ができない状態が続いている。奥西勝さんも今、ちょっと健康状態を害されて大変だというふうにお聞きしていますけれども、袴田さんの場合は、死刑判決が確定して以降、拘禁症が酷くなって、まだその当初は面会ができていたんですけども、事件の話がやっぱりなかなかしにくくなってきた。しにくくなってきたというのは、最初のうちは僕も会っていたときには若干不機嫌になるぐらいだったんですけど、そのうち、事件のことはもう解決したとか、自分は弁護士は知らないとか、お姉さんも知らない、あるいは自分は東京拘置所の主だとか、あるいは神だとか、そういうことを言い出して、要するに事件だとか、自分が死刑囚であるとか、あるいは自分が再審をしているとか、あるいは自分の親族、そういうことに関しては一切コミュニケーションが取れなくなってしまったという状況です。

だから、そういう意味では普通の再審事件とちがって、本人が何かすることはできない。でも、袴田さんは日常的な話是可以する。今日は何を食べたかとか、その服はどうしたのかとか、ボクシング協会の新田さんという方と面会したときにはボクシングの技術論もしたという、そういう意味では本当に自分の置かれている酷い境遇に関しては、もう自分の中でシャットアウトしちゃっている、そういう状況にあるということで、なかなか難しい問題があるということです。それが二つ目の特殊性というふうに

私は思っています。

2、第1次再審を振り返って

第1次再審を少し振り返りたいんですけども、事件が起きたのが1966(昭和41)年で、最高裁が上告棄却して確定したのが1980(昭和55)年です。そして81年に第1次再審が静岡地裁に申し立てられた。私は1984(昭和59)年に弁護士になったんですけども、そのときに袴田事件の弁護団に入って、以来ずっとやっているわけなんです。最高裁が特別抗告を棄却したのが2008年ですから、27年間ということになるんですが、第1次再審が係属されて終わって、そして、同じ年の1か月後に第2次再審を申し立てたという、そういう状況であります。

問題点はいっぱいあるんですが、簡単に言えば、酷い事実認定とかいって、先ほど河井先生が大野先生のことをすごく批判していましたが、私もそういう裁判官を批判することに関しては負けないというふうに思っています(笑)。今日の袴田事件事実認定資料という中に、少し酷い部分をピックアップしました。

まず5点の衣類について、我々はこれは捏造証拠だということで、捏造証拠の根拠はズボンの裏生地には薄くしか血がついていないのに、ステテコにこんなはっきり血がついているのはおかしいじゃないかと言ったことに対して、東京高裁は、「厳密に言えば、確定判決等は、犯人が犯行時において5点の衣類全部を終始通常の方法で着用していたと断定しているわけではなく、例えば、犯行途中でズボンを脱いだなどという可能性も否定できないのである」(東京高裁再審請求即時抗告棄却決定)。

さっきの名張事件よりもこっちが酷さにおいては勝っていると思うんですけどね(笑)。犯行途中でズボンを脱いだって、あきれてものが言えないというのが本当なんですけれども、こういう認定は、実は私はいっぱい受けています。

この決定を書かれたのが、小西秀宣さんという方で、彼が主任だったものですから書いたと思っていますんですけども、全くけしからんですね。

だから私は弾劾裁判所に彼を訴追請求をしたんです。だって、こういうことをやるのは裁判官としてふさわしくないじゃないですか。もう僕はそういう責任追及というのは絶対しなければいけないと思っているんですけども、そういう酷い事実認定をなされたということです。

もう一つは時間がかかったことです。先ほど27年と言いましたけれども、静岡地裁で13年、東京

高裁で10年、最高裁で4年です。だから27年でようやく第1次再審が終わったというのは、これは私たちのやはり大いに反省すべきところです。

率直に言って決定をもらったというのは、さっき河井さんはああ言えばこう言う、こう言えばああ言う、そんな形で追っかけっこになっていると言いましたけれども、それはどんどん追い詰めていく過程であるというふうにも私は思っているんです。

そういう意味では、そういう悪い決定であっても、決定をもらったほうが良かったかなと私は思っています。だから、皆さんにある程度知られている袴田事件がまだ第2次再審だというのもなんとなく不思議な気がされると思うんですけども、その点は我々が反省すべきだったかなと思っています。

3、第2次再審の現状と展望

(1) 方針

第2次再審を申し立てるにあたって、我々は方針を立てまして、当たり前ですけれども、証拠構造についても一回、練り直そうと。そして我々は1次再審の時には証拠構造の捉え方について間違っていたと。自白の位置づけを誤っていたと。やっぱり、その5点の衣類について、中心にして、正面から取り組まなければいけないということが一つですね。

その点では、1次再審で裁判所にお前たちの証拠構造の捉え方は間違っていると言われたんですけども、そのことがやっぱり我々にとっては実になっているわけですから、そういう意味でも早く決定をもらったほうが良かったんですけども、とにかく5点の衣類を中心証拠として捉え、5点の衣類を正面から攻めていくことにした。

その攻め方なんですけれども、5点の衣類について、はっきりとこれは捏造の証拠であるというふうに捉えた。捏造証拠だというのは、簡単に言えばブリーフ、そして右肩の傷、この二つが決定的だと思うんですけども、袴田さんはお母さんから送られた緑のブリーフを1枚持っていた。5点の衣類の中に緑のブリーフが入っていた。ところがその袴田さん自身のブリーフはそのとき袴田さんのお兄さんが保管をしていた。だからブリーフが2枚になっちゃったわけです。

もう一つは、袴田さんは事件直後右肩に怪我をしていた。そして、5点の衣類の中の白半袖シャツの右肩は穴が開いて、そこに内側から血がついていた。それはB型、袴田さんの血液型だった。ところが袴田さんは右肩の怪我はパジャマで消火活動をしているときに怪我をしたんだと。そしてパジャマを見ると、パジャマにも右肩にカギ裂きの傷があった。そしてそこにも血がついていた。だから袴田さんの体は一つなのに、右肩に傷がある、血がついた衣類が2組あるなんていうのはおかしいというのは、誰でもわかることで、だから捏造だということは昔から言っていた。昔から言っていたというのは、正確に言えば弁護団は捏造だという主張は第1次再審の途中からようやく始めるに至っているんです。逆に言

えば、確定するまでは捏造という主張は弁護団はしていなかったんですね。

捏造だっという主張は法律家は弁護士も含めてですけれど、あまりしない。なんでしないかということ、捏造というのは法廷ではたまに被告人が言うんです。覚醒剤が自分のポーチの中に入っていたのは警察の捏造だとか、そういうことを言うんですよ。それは苦し紛れのどうしようもない嘘っぱちの主張で品位を欠くみたいな、そんな発想が法律家にはあって、だからこういう捏造だなんていう弁護団は頭がおかしいと思われるんです。実際、日弁連の再審部会でも、捏造だなんて言って、僕なんかもさんざん叩かれましたからね。

法律家は、事実ではなくて、証拠ではなくて他のいろんなことを知っているものだから、他者の顔色を窺いながら、裁判所に受けがいいのはどういうことかって、そういう余分なことを考えるんですよ。

だけど、我々がやらなければいけないのは、事実を見ること、証拠を見ることなんです。そこから判断しなければいけないのに、法律家は余分なことを考えるんです。裁判官というのはもっと考えるんですよ。私の地位はこれからどこまで行くんだろうとか、高裁にはこれで受けるんだろうとか、そういういろんなことを考えるから間違うんです。

横川敏雄さんという高裁の死刑判決を書かれた当時の裁判長が、本の中で書いているんです。「正直なところ、世間を騒がせた凶悪無惨な事件については、『真犯人を逃しては……』という意識、責任感が裁判官のところに重くのしかかっていることが多い。無罪判決の方が有罪判決よりも概して書きにくい、といわれることがあるのも、こんな事情があるからだろう」。要するに、真犯人を逃がしてはという責任感というふうに言っていますけれども、他のことに心を捕らわれるわけですよ。だから間違うんです。この人は正直だからそういうことを認めているわけですけれども、裁判官は本当に余分なことを考えた結果間違うという、そういう落とし穴があるということが、この事件の冤罪を生んだという原因だというふうにも思っています。

少し難しく言えば、5点の衣類が捏造だということを法律家は弁護士もなかなか受け入れられないのかということ、詭弁のようですけどね、5点の衣類が捏造かどうかというのは犯行着衣か捏造かと、そういう問題であると。ところがブリーフが袴田さんのものかどうかとか、右肩の傷が、あれが袴田さんが着たときについたものかどうかというのは、あれは犯行着衣であるということがあって、そしてそれが袴田さんのものかどうかという問題であって、袴田さんのものかどうかという問題と、犯行着衣であるか捏造であるかという問題とは別の問題であると。だからブリーフが2枚あろうと、傷がある衣類が2組あろうと、そんなのは捏造とは関係ないんだという、そういうわけのわからん理屈がありますでしょう。そういう理屈でもって、これは関係ないんだという話で、捏造の問題とは切り離して議論してしまうと

いう、わけのわからない世界なんです、そういうような議論で、捏造は全く無視されてきたんですね。

ところが、捏造を一審のときから言っていた方が一人だけいるんですね。それは袴田さんなんです。袴田さん自身は5点の衣類が出てきて考えて、これは警察官の捏造だというふうに言っていたんです。それを結局弁護団は汲み取れなかったということなんです。非常に残念なことですけども。

第2次再審の後のもう一つの柱が証拠開示なんですけれども、これについては証拠開示の成果と共に少し話をします。

(2) 新証拠

それで、我々は、新証拠について、どういうものを出したかという、一つは味噌漬け実験をした。特別抗告棄却決定の中で、「5点の衣類及び麻袋は、その発見時の状態等に照らし長期間みその中につけ込まれていたものであることが明らかであって、発見の直前に同タンク内に入れられたものとは考えられない」という、そういう表現なんです、この味噌漬けになっている状態から裁判官はこれは長期間味噌に漬かっていたんだと判断できるという話なんです。それはさっきの名張の裁判官の話にも関連するんですけど、少なくとも裁判官は、血のついた衣類を味噌に漬けたことはないはずなんです。にもかかわらず裁判官はこの衣類を見ただけで、これは長期間味噌に漬かっていたものだという判断をしているわけです。

第2次再審のときに、実際にこの味噌に血のついた衣類を漬けて、作ることができるかという実験をしたんですけども、実際に麻袋に入れてですけども、20分で……。だからそんなことは簡単にできるんです。実験すればわかることなんですけれども、実験しないで言ってしまう。

ちなみに、我々は三つの実験をやりました。三つというのは、今言ったように、20分でこの味噌漬けの状態にはなるんだという実験。それから1年2か月漬けるとどうなるかという実験。それは真っ黒になっちゃうんですね。当たり前ですけども、味噌が発酵して熟成すると黒っぽくなっていく。それに伴って味噌漬けの衣類も真っ黒になっちゃう。さらに、もう一つの実験というのは、味噌の仕込みです。仕込んだ味噌の中に入れてかのようなそういう表現も、可能性も含まれているものですから、その中に突っ込んだ、要するに大豆と麴を実際に材料の仕込みの中に1年2か月入れて、どうなるか、そういう実験もしました。そうしたらやっぱりあたり前ですけど、真っ黒になっちゃうんです。だからそういう意味ではどういうふうにも考えてもこんなふうな状態にはならない。この実験によって血液の色も黒くなっちゃうことがわかって、この血液の色は赤い、赤味が明らかに残っているんですけども、こんな状態にはなりえないんだということもわかりました。

(3) 証拠開示の進展

1次再審では、我々、何回も開示請求したんですけども、全く無視されました。それは再審請求においては再審の規定というのはほとんどないですから、証拠開示の規定なんてあるわけないし、もともと通常審でも証拠開示の規定なんかありませんから、法律的な根拠は最高裁の判例しかなかったんですけども、検察官は我々が証拠開示を求めても法律的な根拠はない、あるいはそんなものは答えなくてもいい、答える必要はない、答えないという、そういう態度に終始していたんですね。

今回、第2次再審になって、やっぱり我々は証拠開示をしました。そしたら検察官はやっぱり同じ態度だったんですね。しかもその検察官はほんとにそういうガチガチの人物でね。静岡地裁というのは、前に一方通行のちょっと細い道があるんです。検察庁はこっちにあるんです。横断歩道はあっちにあるんですね。その検察官は、横断歩道を必ず遠方まで回って渡ってくる人なんです(笑)。それを私は見まして、この人が法的根拠を出せと言っている限り、証拠開示は認められないだろうと。要するに法律的な根拠なんか書いてないわけですからね。と、思っていたんですよ。ところがその検察官が転任する直前に、私のところに電話があり、法務省の考えが少し変わってきているようで、その辺がはっきりしたところでその証拠開示についての対応をこちらも前向きに検討したいという話があったんです。

転任をしてから来た新しい検察官は、検察官というのは公益の代表者である、だから我々は証拠開示に前向きに取り組みたいと出してきたんです。

その検察官というのは実は私の大学の後輩で私が受験指導した奴です。だからみんなも、お前の受験指導の後輩がそうやって配慮したんじゃないかという噂ですが、そんなことは全然なくて、そいつも決していい検察官だとは言えないんですけども、それでも証拠がザザッと出てきたんです。そういう意味では、上の方針が変わったというだけで全然違ってきた。でもやっぱり担当の検察官によっても違うのかなというふうにももちろん思っています。

これはご承知のように公判前整理手続で証拠開示の権利が認められたということが大きく影響していると思いますし、それが再審にも適用されるべきだというような、そういうことを裁判官が言っているということも大きな理由だと思いますけれども、いざれにしても、そこから新たな証拠が出てきた。

新たな証拠というのは、今まで隠されていたんです。隠されていたというのは要するに検察官が持っているながら出さなかった。なぜ出さなかったかという、検察官にとっては有利ではないからです。有利でないということは、我々にとっては有利な証拠ばかりなんです。そういうことを改めて実感したというふうに思います。

スライドを見ながら、説明していきます。

これは味噌漬けの半袖シャツです。右肩のところ
に血がついています
が、あれが内側から
ついた袴田さんの血
だということで、今
回、DNA 鑑定の対象
になったという、その
血ですね。全体に
白っぽいというのが
わかりますし、それ
から血がついている
ところがはっきりと
わかるし、赤っぽい
というのもわかると
思います。



写真1、味噌漬けの半袖シャツ

これがズボンの裏生地の部分の写真 (写真2) なん
ですけれども、
裏生地が、少
なくとも白っ
ぽいところが
たくさん残っ
ているという
ことと、味噌
に漬かっている
……これ、血



写真2、ズボンの裏生地

じゃなくて、味噌の部分
が大部分なんですけれども、
表現を見ますと、うっすらと
ピンク色ぐらいになっている
という部分があるみたいです。
そういうふうになっています
ので、だから茶色っぽく見え
るのは味噌だと思うんですが、
そんな状態だということです。

これがその下に穿いていた
というふうにいわれている
ステテコなんです (写真3)、
こちらの方ははっきりと
これはこちらの薄いとこ
ろが味噌で、濃いところ
が血の部分だということで、
先ほどの裁判官がズボン
を脱いだことも



写真3、ステテコ

ありうるというふうにした状態
ということです。

今の3点は、写真がもともと
あったんです。

これが緑のブリーフなんです。
我々が証拠開示を受ける前、
緑のブリーフと言っていますが、
実は白黒の写真しか我々には
入手できてなくて、カラー
写真は鑑定書についていた
この写真だけだったんです。
だから味噌漬けになって真っ
黒になっていて、どうして、
緑だってみんな言ったん
だろうかという写真だった
のですが、実はこれが発見
された直後の写真なんです
ね (写真4)。これは今回
開示された証拠の中で出
てきたんです。だからこう
すると血がつ

いているのがどの部分
かというのがはっきり
とわかります。こうい
うことは今まで全くわ
からなかったんです。
どこに血がついている
かというのがですね。

緑だというものはっ
きりわかりますし、そ
ういう意味では、これ
だけで1年2か月も味
噌に漬かっていたの、
というふうに思われる
ほどきれいな部分がた
くさん残っていると思
います。

ただこれは、写真その
ものではなくて、実は
供述調書に写真が添付
されていたやつなん
です。写真のコピーが
添付されていたので、
だからこの写真自体
が、本来もっとたく
さん、いろんなのがあ
るはずなんですが、
残念ながら出ていま
い

これはスポーツシャツ
なんですが、これまで
も、この我々が持っ
ていたスポーツシャツ
の写真というのはこ
んな写真 (写真5) で、
このスポーツシャツ
というのはどこに
血がついているのか
もわからないし、そ
れからこのスポーツ
シャツは襟の所に赤
いラインがあるん
ですが、赤いライン
は何だろうという
のが全然わからな
くて、こんな写真
しか我々今まで持
っていないかつた
んです。



写真4、開示されたカラー写真 (ブリーフ)

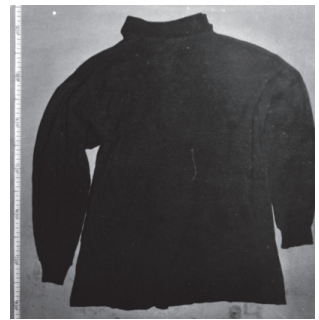


写真5、これまでのカラー写真 (スポーツシャツ)

今回開示された写
真の中の1枚なん
ですが (写真6)、こ
れも、要するに衣
類が出てきた直後
直後の



写真6、開示されたカラー写真 (スポーツシャツ)

カラー写真なんです。
さっきのブリーフも
そうなんですけれ
ど、衣類が出てきた
直後に、当たり前
ですけどカラー写
真を撮っていたん
です。それが隠さ
れていたというん
です。襟の所の赤
いのも少しおわ
かりになると思
いますし、それか
ら血がついてい
る状態というのは
把握できると思
います。

こんな形で一番重
要なカラー写真ま
で隠されていた
というのが本当
に驚きだったで
す。

これは第1味噌漬
け実験と書いてあ
りますけれども (写
真7)、先ほど言
いました20分間
漬けた状態なん
ですが、もうこ
んな色に染まっ
ているんですね。
これは実際には、
味噌の上澄み、
たまりも使って
水っぽくした味
噌の中で漬けて
いるんですけれ
ども、現場の工
場の中にもたま
りがありましたか
らそうい



写真7、第1味噌漬け実験

ことは大いに考えられるはずですし、どういう形であれ、とにかくこういう形で20分経てば茶色っぽい色にもなるんだということを、麻袋の中に入れてですけどね、そういうことが立証できたと思っています。

これは今の写真と併せて、5点の衣類を一緒に撮ったものなんですけれども(写真8)、5点の衣類の方がむしろ白っぽいし、血液も赤っぽいのが何となくわかると思うんですけれども。だから、こっちの方がむしろ長期間漬かっていたぐらいだと裁判所は言わなければいけない。



写真8

これは第2味噌漬け実験とって、さっき言いました、赤味噌に1年2か月漬けておくとどうなるかと確認したものなんですけれども、真っ黒と言いましたけれども、特に

血液の部分は真っ黒になっていて、5点の衣類のステテコと比べたら全然違うということがお分かり



写真9、第2味噌漬け実験

りになっていただけだと思います(写真9)。だから裁判所も比較もしないで、何でそんな長期間味噌に漬かっていたことが明らかだなんて、言えるのか。そんなことは言えないということが一目瞭然だというふうに思っています。

第3実験は、味噌の材料をいろいろ混ぜて、作った味噌の原料なんですけれども、この原料をタンクに入れて、麻袋に入れて、5点の衣類を入れて、実験したんです。

1年2か月経ったときですが、真っ黒になってい



写真10、第3味噌漬け実験

る。特に血液が真っ黒になっていて、赤く全然見えない、少なくともぱっと見てこれが血液と思えるかといったらどうなのでしょう。

だからそういう意味で1年2か月経てば、こういう味噌に漬かっていた状態というのは5点の衣類の発見されたときの状態と全然違ったものだということが、今回の実験で明らかになったと思います。

今回の証拠開示で出てきたことに関連するんですけれども、ズボンのサイズが問題になっています。裁判所で袴田さんがズボンを装着する実験をしたら穿けなかった。穿けなかった理由は、ズボンが縮んだとかしわくちゃだからとか、袴田さんが太ったとか、そういうことを裁判所は言っていて、穿けたはずだという大きな根拠になったのがBという文字なんです。それが5点の衣類に縫い込まれていた。これ寸法札というみたいなんですけど、このBは要するにサイズを示すもので、Bで4って実は書いてあるんですが、4のBだとウエストのサイズは83センチだから3センチ詰めて80センチだと袴田さんはゆうに穿けたはずだというのが裁判所の認定なんです。

これは昭和42年、要するに5点の衣類が出てきた直後に実況見分した実況見分官の説明なんです。読めない文字を「型」として、「型B」と書いてあります。ところがこのBというのは全然違った意味で実は色だったんですね。要するにズボンのメーカーが実は自分のところのいろんな素材を使うものだからそれをA B C Dと適当に付けて、これはたまたまBだった。それだけの記号に過ぎなかった。それは、他の寸法札を見てもわかるし、メーカーの人の供述からもわかるんですけれども、しかも警察はこのズボンが発見された直後、メーカーのところへ行って、このBというのは色だということを聞いていながら、こうやって型Bという実況見分調書を作って、検察官はこのBというのは型だから80センチ以上になるんだという嘘の主張をしていたんですよ。

今回開示された証拠によって検察官は、もちろん警察も、Bという記号が色を示す記号だということはわかっていながらこれを隠してBはサイズを示すんだという嘘をついていたんだということが、はっきりしたんです。

たださっき言いました私の後輩の検察官は、これ

を見て多分衝撃を受けたと思うんですが、この証拠を出す前にメーカーの所に行って、あの当時の調書にBは色って言っているけれども、本当にそうなんですかと尋ねて、そのメーカーの人は、間違いなくBというのは色だと検察官に答えた。でも、その私の後輩の偉いところは、ちょっと肩を落とした後で、これを開示してきたんですよ。先輩の検察官が嘘を言っていたということを知りながら開示してきたという、そこは誉めないといけませんね(笑)。

ただ問題もあるんです。証拠開示が裁判官の勧告もあってすごいよかったんですけども、重要な証拠、特に我々が問題にしていた、インチキをやった裏木戸の実験だとか、5点の衣類の全部の写真を出せと言っても、もうそれは存在しませんと。

他の写真は出してきた。ネガまで出してきてたんです。その裏木戸の実験のネガまで出してきていますよ。その裏木戸の写真のネガは、最初の準備のところまではあるんです。で、その先は切れちゃってもう存在しないという。存在しないものはもうしょうがないという感じで終わっているんですけど、そういうところが問題です。

(4) DNA 鑑定について

DNA 鑑定のことを少しだけ。DNA 鑑定は結論的には、今、順調にっています。ただ、DNA 鑑定に対して検察サイドは何を言っているかという、違う鑑定が出たじゃないかと。違う鑑定が出たんだから、ただちに信用できないと。第3の鑑定でもすれば別だけれども、そんなのは結局鑑定してもわからないみたいな、そんな言い方をしてるんですが、もう一回冷静に、あるいは正確に言うと、この鑑定というのはさっきご覧になったように、あの血液の部分のDNAがいったい被害者のものであるのかどうか、そして右肩の部分は袴田さんのものであるのかどうかを鑑定したんですね。だから血液の部分を取らないといけないんです。

だからこの5点の衣類というのは、DNA 鑑定の問題があまり頭になかった時代に、僕なんかもしょっちゅう行って、手でそのまま触ったり、亡くなられた安倍先生なんかは舐めて、「おお、これは味噌だ」とか(笑)、そんな人がいたんですよ。そうやって舐めたり触ったりしていたんです。だから他の人のDNAがいっぱいついてるわけです。そうすると裁判所としてはそんなのが出てきても意味がないし、困るから、混乱するだけだから、裁判所が鑑定を命じたのは、血液由来のものを取り出して、そして鑑定をしてくれという指示だったんですね。

我々が推薦した鑑定人の方はその血液由来のDNAを抽出して、その型を分析したんです。ところが、検察官の推薦した鑑定人は、血液由来のDNAを抽出することはできなかったんです。検察官の推薦の鑑定人は、技術が確立されていないなんて他人事のように言っていますが、彼には技術がなかったんです。汚染された状態の試料から、そのまま鑑定して

いるだけで、要するに検察側の結果というのは何のDNAが出ているのか全然わからないという、そういう意味では鑑定不能と同じなんです。だからそういう意味では比較の対象にもならないというふうに言ってもいいと思うんです。だから、それとこちら側の鑑定の結果と違うからといっても、そんなのは議論にならないはずなんです。

これからですが、7月9日にまた三者協議があって、そのときにひょっとしたら、鑑定人の尋問が決まります。そして、尋問が終わればもうすぐに……僕もすぐ調子に乗って、再審開始へとかって言うちゃうんですけど、でも本当にそういうような、少なくとも、もう秒読みの感じで我々としては考えていい段階ではないかなというふうに思っています。(編集部註・7月9日の三者協議で鑑定人の尋問が決まった)

4、残された問題

本当に端折って申し訳ないんですけど、残された問題だけ少し触れさせてください。

一つは、我々は気軽に今、捏造と言っていますけれども、これ、重大事件ですよ。死刑になるような強盗殺人事件、放火事件、そういう事件で証拠を捏造したっていうのはどういうことなんですか。

しかも、僕は警察官がやったと間違いなく思っているわけですけども、これって袴田さんが死刑になるかもしれないということがわかっていながらやっているわけでしょう？ これって殺人じゃないですか。殺人の実行行為でしょう。実行行為って言うちょっと専門的になっちゃうかもしれないけれども、もう危険を承知して、未だに危険が残っているわけですよ、殺人のね。まだ殺人を遂行している最中だっていうことですよ。そんなの許されないですよ。だから、これは、時効は、実行行為の途中だから進行しないと私は思っていますから、これで無罪になれば、再審開始になれば、殺人未遂罪で告発しなきゃいけないですよ。こういうことをやった連中は絶対そうですよ。その辺は徹底的にやりたいと私は思っています。

それからもう一つ、死刑囚の処遇の問題です。袴田さんは先ほど言いましたように、本当に日常的な会話しかできないようなそんな状態で、今は面会もできないものですから、いったい健康状態、どんな状態なのかということもわかりません。少なくとも精神的にはやっぱり拘禁症が酷くてそんな状態が続いていることは間違いありません。そういうことで、袴田さんは仮に無罪になって出てきたときに、そのときにどういう状態になっているのか。それはやっぱり死刑囚の処遇の問題ですよ。死刑囚がそんな形でずっと生活をさせられてきたというのであれば、これは、本当に死刑囚の処遇全般の問題として取り上げなきゃいけないだろうと私は思っています。

それから、先ほど言いました法律家の事実認定の

問題なんですけれども、これも私はちょっと強調したいところで、私のささやかな論文なんです、ささやかだけれども、なかなかタイトルはいいでしょう？「悪魔の判決教本による事実認定」という、私は、『季刊刑事弁護』に書いたんですけれども、これは、安田先生にそんなことを言ったらいけないけど、何か安田先生のパンフにも、悪魔の弁護人とかって書いてありました（笑）。これは全然違いますよ。ここで悪魔の判決教本というのは裁判官が悪魔だと私は言っているんですからね。

なんで裁判官が悪魔なのか。さっき法律家の独自の事実認定があると言いましたでしょう。証拠や事実だけではなくて余分なことを考えるって。ここで言っている事実認定の問題というのは、要するに法律家は前例を正しいというふうに考えるんです。それはどういうことかという、有罪になった事案の、そこに自白があれば、その自白は全部真実だ、信用できるというそういう判断なんです。だから有罪判決で使われた自白は信用できる、だから、その自白の信用性の判断と同じような判断をすれば、その自白の信用性という難しい判断も間違いなくできると

いうことです。

要するに捜査段階の密室での自白なんて判断できないじゃないですか。警察官は殴ったなんて言わないですからね。さっきの講談じゃないですけど、そんな判断は非常に難しい。だけど裁判官はその判断を求められている。そして自分で判断できないというふうに裁判官は言えないんです。要するに私が無能だと思われては嫌だからというのでね。だから困るから判断基準が欲しい。で、そういう前例に基づいて、私のしたこと間違いはないんだというのが結論なんです。袴田事件に関与した裁判官の横川敏雄さんという方が、前例どころか私が間違っただけではないんだと次のように言っています。「私も、一度も誤った裁判をしたことがないなどというつもりはない。でも、私が慰められるのは、私に誤判があるとすれば有罪にすべき者を誤って無罪にしたという場合に限られているからである。」（『総てをわが心の糧に』日本評論社）

袴田事件も名張事件と同じように、皆さんからのこれからも熱い支援をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

袴田事件 全国スピーキング・ツアー

～袴田ひで子さんが語る「負けてたまるか」逮捕から46年～

アムネスティ・インターナショナル日本は、袴田巖死刑囚の実姉・袴田ひで子さんの全国講演会を、今年、全国8カ所で開催します。

先月の7月14日（土）、第一回の大阪・豊中市での講演会が、無事に終わりました。当日は、80名の定員に対し、76名の方が参加して下さいました。

袴田巖さんは、冤罪の可能性がありながら46年間もの長い間、拘禁され続けています。アムネスティ・インターナショナルは、2008年より、袴田巖さんを「危機にある個人」として、国際人権基準に沿った公正

な再審の実現と、死刑執行の停止などを求めて、世界的な支援を続けてきました。

それでも、「負けてたまるか」――巖さんを生きて故郷へ取り戻すため、過酷な現実立ち向かってきた、姉のひで子さん。密室における自白偏重の捜査がどのように不正な裁判を招くのか、そして、死刑制度がいかに巖さんを追い詰めたのか。46年間巖さんを支えてきた家族の思い、そして再審の早期開始への期待を語っていただきました。

また、併せて、袴田巖さんを救済する静岡県民の会・代表の鈴木昂

さんに、事件の概要、袴田事件に見られる司法の問題点、そして再審請求の審理の状況を説明していただきました。そして、最後に、アムネスティのコーディネーターとひで子さん、鈴木さんの3人で、座談会形式の質問の時間を取っていただきました。

一人でも多くの方に、袴田事件の問題点と家族の思いという真実を聞いていただきたいと思います。今後の日程は、下記の通りです。どうぞ皆さま、会場に足を運んで、袴田ひで子さんのお話に耳を傾けてください。ご参加をお待ちしています。

【袴田ひで子さん 全国スピーキング・ツアー日程】

主催	日時	会場
アムネスティ西神戸グループ 問合せ：078-911-6805（緒方）	9月22日（土）14：00開演	日本基督教団 明石教会
アムネスティひろしまグループ 問合せ：090-3177-7336（野間）	9月23日（日）14：00開演	広島市まちづくり市民交流プラザ北棟6階マルチメディアスタジオ
アムネスティ大津・坂本グループ 問合せ：070-5653-2391（池田）	10月13日（土）	会場未定
アムネスティ静岡グループ 問合せ：0547-59-4810（坂本）	10月14日（日）	静岡県産業経済会館 大会議室
アムネスティ新潟グループ 問合せ：0256-52-2727（後藤）	11月3日（土）	会場未定
アムネスティ神奈川連絡会 問合せ：0463-71-0154（賀来）	12月8日（土）	会場未定
アムネスティ事務局、死産チーム 問合せ：03-3518-6777（林）	12月9日（日）	会場未定

※時間・場所など詳しくは、アムネスティ日本のホームページ（<http://www.amnesty.or.jp/>）をご覧ください。

▼死刑廃止合宿札幌のお知らせ

死刑廃止全国合宿札幌実行委員会（札幌キャンプ）では、経験不足なスタッフ数名ががんばって準備しております。全国の皆さんの参加をお待ちしております。

◆日程 9月15（土）16（日）日 ※三連休の土日です。

☆9/14（金）18:00～『死刑弁護人』先行特別上映ほか

場所：エルプラザホール（札幌駅北口すぐです）

福田織福さんの講談、安田さんってどんな人？トークも開催

☆9/15 13:30～受付

14:00～講演会 安田好弘弁護士

16:00～分科会

第一分科会「再審と個別救援」

第二分科会「死刑制度をもっと知ろう」

第三分科会「被害者感情と社会」

19:00～交流会 ※市内居酒屋にて

☆9/16 9:00～全体会

※宿泊は各自でお願いします。周辺のホテルの紹介などは出来ます。

◆開催場所 北海道東本願寺会館（札幌市中央区南7条西7丁目）

◆参加費 講演会1,000円 交流会4,500円 ※2次会別途

◆申込方法 電子メールかお電話で下記まで

sapporo.camp@gmail.com 090-3890-5600（杜野）

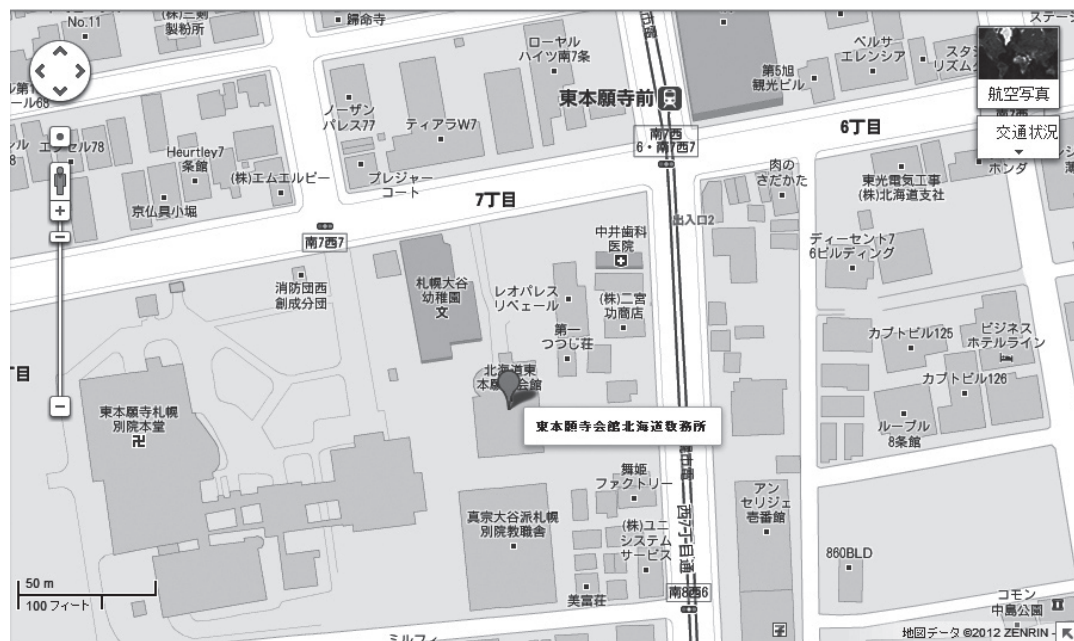
※交流会の申込締切は8/10までです。

※平日昼間は電話に出られないことが多いので、しつこくかけてください。

◎9/16（日）午後から、札幌ビール博物館見学とサッポロビール園でジンギスカンを食べるツアーを開催します。だいたい、お昼過ぎから夕方までの時間帯です。こちらに参加する方も申し込みしてください。

札幌キャンプでは、北海道における死刑廃止運動が活発になるきっかけとなるよう、主に初心者向けの内容で企画を進めています。講演を安田弁護士にお願いし、基本的なところから一般参加者に対してお話していただく予定です。

被害者問題は避けて通れないと考えるスタッフが多く、第三分科会のテーマとしました。深い議論ができればと思います。



フォーラム・ニュース墨塗り調査ご協力のお礼

2010年9月に発行したFORUM90通信111号に掲載された、当時死刑廃止を推進する議員連盟事務局長だった保坂展人さんが書いた「刑場公開について」の文章の一部と刑場写真が墨塗りされることを拒否したところ、福岡拘置所が閲読を不許可としたことは違法として、福岡拘置所の死刑確定者尾田信夫さんと弁護人が、国に計660万円の支払いを求める国家賠償請求訴訟を提訴しました。原告である弁護人の方から、他の拘置所や死刑確定者の方はどのような対応をされたかを調査

してほしいという依頼があり、FORUM90通信を送りしている死刑確定者の方と、その交流権を持っていらっしゃる方達のご協力をいただき、多くのご回答をいただきました。

ご協力いただいたみなさま、ご多忙中ありがとうございました。いただいた通信やお手紙はすべて原告の弁護士さんにお渡ししました。6月11日に第1回口頭弁論が開かれ、国側も争う姿勢を見せたそうです。

今後の行方を見守りたいと思います。

(死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90)

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90編

死刑囚90人 とどきますか、獄中からの声

1800円＋税 2012年5月発行
ISBN978-4-7554-0224-1

昨年、フォーラム90は全死刑確定者120人にアンケートを実施、90人から回答を得ました。そこには犯した事件のこと、獄中生活のこと、被害者について、残された家族への想いなど彼らの魂の叫びが綴られています。

3月29日、小川敏夫法務大臣は3人を死刑執行、アンケートに回答を寄せた2名の死刑囚も残念なことに命を失いました。本書は死刑確定者の現実を明らかにします。巻頭言・福島みづほ

[A5判200頁(うち大道寺幸子基金受賞作品をカラー16頁掲載)]
インパクト出版会
113-0033 東京都文京区本郷2-5-11

本書を受け取った死刑囚のかたからの手紙の一部を紹介します。

●「いただいた『死刑囚90人とどきますか、獄中からの声』は、いま拝読している最中です。自分と同じ環境におかれた方々の世界の見え方と自分のそれとが重なり合う部分やそうでない部分を比較し、吟味したりしています。同

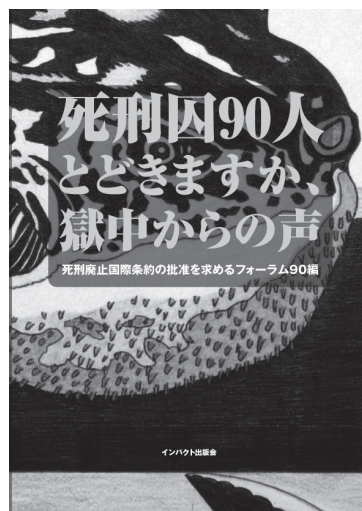
じ環境におかれているからなのでしょうが、同書の内容は興味深いことばかりです。必要な情報を採取しつつ、読み終えた後には、必ず自分の内省が深まっている予感がしています。私には必要な1冊です。大切にいたします。……」

●「共犯者はもちろん、他の死刑囚の方々が、いまどんなことを考え、どんな風に過ごされているのか、同じ死刑囚として知りたくとも知ることができなかった所へこの本が来て、そうした一面をうかがうことができてよかったです。……」

●「……さて、私たち死刑囚を苦しめている法務大臣のもとで3人の同志が亡くなってしまったこと、本当にさみしかですね。

大臣が替わるたびにこんなことではいけん。

死刑囚が、1日起きて何もなくて1日の生活が終わったときに私はホートしてねむれます。法務大臣はこんなこと知らないのだと思います。刑の執行のことばかり頭の中であって。もうすこし死刑廃止への道もひらいてほしかですね。



日本は刑の執行者が多くとです。刑法を改めて日本の死刑廃止をなすべきだと思います。全国の支援者の皆さんも同じだと思います。死刑囚、みな苦しかとです。法務大臣も苦しか時もあるだろうと思うが、この苦しさを私たちにおきかえて見てほしい。私たち死刑囚の苦しみがよくわかると思います。……」

死刑を止めよう！長野の会設立

今年4月2日に、長野に新しい死刑廃止団体が立ち上がった。2010年に長野市内で起きた真島事件をきっかけに、死刑は被害者や遺族にも、被告にも、その家族にも何ものをももたらさない、やむなく罪を犯した者たちとともに生き、死刑制度の廃止を願い、裁判員制度のもと市民が市民に死刑判決を下すのがあたり前の社会にならぬことを願うという思いで設立されたという。

真島事件とはなにか。長野の会が東京高裁、最高裁へ向けた署名運動をしているが、その文面によると、違法な金利、違法な取り立てでの金貸しを主な生業としていた会社で、監禁同様に働かされていた社員が、その社長、息子夫妻を殺害し、死体を遺棄した事件で、裁判員裁判で3人に死刑判決が、1人に懲役28年の判決が言い渡された。

署名用紙には次のように書かれている。

「たしかに3人の命を奪ったことは重大な罪です。しかし、すでに述べてきたように、彼らが他の方法で金さん親子の支配から脱することは難しかったと言えます。しかも、この事件は、たいへん特殊な閉鎖的集団内で起こったのであり、一般社会への影響は大きくありません。

何より、3人とも、ご遺族の思いを受け止め、日々被害者に手を合わせ、写経などを日課として過ごしています。そして過酷な境遇にある人々の力になって生

きたいと願っています。さらにそれぞれの家族は身を晒して法廷に立ち、息子や夫の罪を詫び、彼らを支え続けると述べました。3人が再び罪を犯すことはありません。」

「3人の被告人は長野地方裁判所において、まったく同じ裁判官3名の司る裁判で同じ判決を受けました。東京高等裁判所、最高裁判所の裁判官におかれては、このことを重くとらえ、上級審として公正な裁判を行い、3人の死刑判決を破棄することを強く求めます。」

なお署名用紙は以下のホームページにある。

<http://goo.gl/dMbh0>

会のブログは以下の通り

http://blogs.yahoo.co.jp/yopparai_naganofolder/1506165.html

連絡先は 380-8799 長野市南長野南県町 1085-4 長野中央郵便局止め 死刑を止めよう！長野の会 岡崎啓子
署名第二次締め切りは9月30日 (文責・編集部)

大道寺幸子基金メ切迫る

恒例の死刑廃止のための大道寺幸子基金表現展への応募、および再審支援金の申込メ切が7月末に迫っている。小誌が着く頃がメ切ですが、これまでフォーラム・ニュースや『死刑囚90人 とどきますか、獄中からの声』発送時にもお知らせしていますので、死刑囚の皆さんには心に留めていただいていると思います。

万一発送忘れというようなことがないように、よろしくお願いします。

◎ブックレビュー

『落伍者』河村啓三著

大阪西成に生まれ、非行少年から夜の世界へ、消費者金融をへてコスモリサーチ事件(現金奪取目的で2名の誘拐・殺人・現金強奪・死体遺棄事件)を起こし、04年に死刑の確

定した河村啓三死刑囚の獄中記。

次々と処刑されていく仲間の死刑囚たち、看守たちの理不尽な管理支配、それに単身決起する仲間、そして赤児の時に別れたきりになっていた娘との再会。なんと娘は著者の最初の本をインターネットで見つけ、

父が死刑囚であることを知って面会に来たのだ。

2011年度大道寺幸子基金優秀賞受賞作。推薦・加賀乙彦。

獄中の諸相を達観した視点から描く感動の手記。

[インパクト出版会、1700円+税]

お詫び

前回のFORUM90通信123号と共に、裁判員制度に関する集会のチラシを同封しました。このチラシについて、賛同人の方から、「死刑廃止一点だけでつながる運動体というFORUM90の活動趣旨に反するのではないか」というご指摘を受けました。

これに関しては、まったくご指摘のとおりで、ほかにも疑問を感じておられる賛同人の方々もいらっしゃると思います。改めて深くお詫び申し上げます。

そして、もう一度FORUM90の活動趣旨に立ち返り、死刑廃止に賛同するというただ一点で、ゆるやかに、そして広く賛同人の方々とつながっていく運動体であることを再確認して、しかし、活動内容は前向きにハードにみなさんと共に進んでいきたいと思っております。今後とも、ご指摘、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90

「死刑弁護人」上映スケジュール

札幌 シアターキノ TEL:011-231-9355
 9月15日(土)～21日(金) 予定
 苫小牧 シネマトラス? TEL:0144-37-8182
 秋公開
 東京 ポレポレ東中野 TEL:03-3371-0088
 ～7月27日(金)→12:30/14:40/16:50/19:00
 7月28日(土)～8月17日(金)→19:00/21:10?
 ※8月18日以降未定
 横浜 シネマジック & ベティ TEL:045-243-9800
 8月11日(土)～8月24日(金) まで
 静岡 シネギャラリー? TEL:054-250-0283
 10月13日(土)～
 名古屋 名古屋シネマテーク 上映終了
 新潟 市民映画館シネウインド TEL:025-243-5530
 公開日時未定
 大阪 第七藝術劇場 TEL:06-6302-2073
 7月28日(土)～
 7月28日(土)～8月3日(金)→14:25/18:40
 ★7月28日(土)18:40の回上映後、安田好弘弁護士、
 齊藤潤一監督トークショー予定
 8月4日(土)～8月10日(金)→11:50

8月11日(土)～8月17日(金)→14:55
 8月18日(土)～8月24日(金)→10:50
 8月25日(土)～8月31日(金)16:55
 京都 京都シネマ? TEL:075-353-4723
 公開日時未定
 神戸 神戸アートビレッジセンター? TEL:078-512-5500
 9月予定
 岡山 シネマクレール丸の内? 086-231-0019
 公開日時未定
 広島 横川シネマ? TEL:082-231-1001
 公開中～7月27日(金) まで
 愛媛 シネマルナティック TEL:089-933-9240
 9月公開
 福岡 KBC シネマ TEL:092-751-4268
 9月22日(土)～
 ★9月22日(土) 初日には安田好弘弁護士、齊藤
 潤一監督、阿武野勝彦プロデューサーによるトーク
 ショー予定
 大分 シネマ5 上映終了
 沖縄 桜坂劇場 TEL:098-860-9555 公開日時未定
 まだまだ、公開劇場は増えていく予定です。
 最新情報は『死刑弁護人』公式 HP 劇場情報をご確認
 下さい。お問い合わせ 東風 TEL:03-5919-1542

●訃報

ホセ・ヨンバルトさん

4月22日午前1時30分、急性心不全のため東京都千代田区の修道院で死去、82歳。スペイン出身。上智大学教授。フォーラムでは、1990年2月10日に死刑廃止国際条約の批准を求める集会(東京弁護士会)を行い、その後5月12日に最初のフォーラム・シンポ1に講師として出ていただいた。

上野延代さん

6月7日死去、101歳。ご存じのように、東京拘置所のみならず、全国の多数の獄中者に接見、力づけてこられた。

日隅一雄さん

6月12日死去、49歳。弁護士・ジャーナリスト。2008年7月12日、「光市事件報道を検証する会」主催のシンポジウム『「光市事件」報道についてのBPO「意見」を受けて』に出ていただいた(『年報・死刑廃止2008』掲載)。

団藤重光さん

6月25日、老衰のため死去、98歳。フォーラム90の呼びかけ人であり、1990年の最初の集会から何度も講演をしていただいた。その一部は死刑廃止チャンネルに一部編集の上掲載した。なお、安田好弘弁護士による追悼文は本誌次号に掲載の予定。

死刑日録

7月10日 東京高裁(山崎学裁判長)は桑田一也さんの控訴棄却、死刑判決
 7月11日 最高裁第2小法廷(千葉勝

美裁判長)は堀慶末さんへの死刑を求めた検察側上告を棄却、無期懲役が確定。「闇サイト」殺人事件で1審の死刑判決を11年4月に名古屋高裁は破棄、無期懲役判決を出していた。この事件では被害者

遺族が被告3人の極刑を求め続けていた。共犯の神田司さんはすでに死刑が確定している。
 7月12日 最高裁第一小法廷(白木勇晴裁判長)は川崎政則さんの上告を棄却、死刑確定

【編集後記】

前号刊行後、2カ月半が経過した。世の中の動きは加速化して、小川敏夫法相は更迭され、滝実法務副大臣が法相へ。なんと彼は袴田議連のメンバーだったから期待できるかという大間違い。法相就任前から全く変更されていない彼のホームページで、死刑廃止への理解は得られないのが国民感情などと執行を正当化しているのだから、これは死刑を執行すると言っていると理解すべきであろう。同封のハガキを使って彼へ執行するの声を集中してほしい。

「死刑弁護人」が東京と名古屋で公開されている。この種のドキュメンタリーとしては破格の集客だという。今後、全国各地で順次公開される。ぜひ見ていただきたいと思う。

6月28日～7月1日に劇団チャリT企画「12人のそりゃ恐ろしい日本人」が座・高円寺で上演された。偶然、この芝居が林真須美さんの冤罪を扱ったものであることを知り最終日に見に行った。真須美さんが乗り移ったかのような女優が

「私は無実です」と叫ぶ。また「私たちの幸せな時間」も舞台化され上演されていたことを終演後に知った。映画や芝居を通して死刑問題を考える機会が増えていることは喜ばしいことだ。来年も死刑映画週間をやらねばと思う。

ところで4月に始動した死刑廃止チャンネルはさまざまな試行錯誤を繰り返しながら着実にその幅を広げている。集会の実況中継から赤坂の蕎麦屋談義まで、未見の方はぜひ一度覗いてみてほしい。

フォーラムの会議は毎回赤坂の港合同法律事務所で行っている。近所の溜池山王の坂を議員会館の横を通り抜けて上り切ると国会議事堂や首相官邸だ。いま毎週金曜日に10万近い人が原発の再稼働反対の一点でそこに集まっている。原発事故への政府の対応の酷さが市民の怒りに火を付け、社会の在り方に疑問の目を向け始めている。死刑制度へ目が向くまであと一歩かと期待したいのだが。(F)